

商品名	ひめしん年金定期積金
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫で公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金・労災年金)、を新たにお受け取り手続きされた方、すでにお受け取りいただいている方 ・年金振込口座のある店舗でのみ預入可能です。
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1年、2年、3年の3種類
掛込	
(1) 掛込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に掛金の払込ができます。 ・満期自動解約型につきましては、ご本人名義の指定口座からの自動振替扱いのみとなります。
(2) 掛込金額	<ul style="list-style-type: none"> ・1口 10,000円以上100,000円以下 ※1人あたり100,000円を掛込上限とします。掛込上限以内であれば複数口の契約もできます。
(3) 掛込単位	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000円単位
払戻(支払)方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して支払います。 ・満期自動解約型につきましては、満期日の前日までにすべての掛金の払込が完了している場合に限り、給付契約金(税引後)を満期日に指定口座へ入金します。
利息	
(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利(預入時の利率(年利回り)を満期日まで適用します。) 1年 店頭表示金利(スーパー積金1年もの) + 0.10% 2年 店頭表示金利(スーパー積金2年もの) + 0.10% 3年 店頭表示金利(スーパー積金3年もの) + 0.10%
(2) 利払方法(頻度)	<ul style="list-style-type: none"> ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
商品コード	<ul style="list-style-type: none"> ・通常「697」(満期自動解約型「1697」)
取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年4月1日(火)～2026年3月31日(火) ※金利情勢等により内容変更またはお取扱いを中止させていただくことがあります。
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・給付補填金には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※2013(平成25)年1月1日から2037(令和19)年12月31日までの間に支払われる給付補填金には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※マル優の取扱いはできません。
特約事項 (※付加できない事項)	—
中途解約の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・約定満期日前に解約する場合、次の①、②の中途解約利率により計算した利息とともに支払います。 ①初回払込日～解約日：1年未満 … 解約日の普通預金利率 ②初回払込日～解約日：1年以上 … 約定年利回り×60% (ただし、解約日の普通預金利率を下限) ・掛込未済で約定満期日後に解約する場合、約定満期日の前日までは約定年利回り×60%(ただし、解約日の普通預金利率を下限)の中途解約利率、約定満期日以降解約日の前日までは解約日の普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客さまセンターにお申し出ください。 ○お客さまセンター(フリーダイヤル:0120-307-860 平日9時～17時)

	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決措置 仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さまセンターまたは全国しんきん相談所にお申し出ください。 ○全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825 9時～17時） また、お客さまから下記弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 ○兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） ○東京弁護士会（電話：03-3581-0031） ○第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ○第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、下記方法によるご利用も可能です。 ①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停） ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停） 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さまセンターもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
<p>その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預入が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べします。または証書面記載の給付補填金から同面記載の年利回（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期自動解約型につきましては、満期日が繰延べされている場合であっても、当初の満期日に自動解約して、延滞利息を差し引いた利息相当額（税引後）及び掛金総額を、指定の口座へ入金します。 ・満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその給付補填金が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）

ひめ
しん

スーパー積金

年金定期積金

1年
2年
年 **0.35%**

(※税引後 年0.278%)

(店頭表示金利スーパー積金1年もの+0.10%)

(店頭表示金利スーパー積金2年もの+0.10%)

3年
年 **0.55%**

(※税引後 年0.438%)

(店頭表示金利スーパー積金3年もの+0.10%)

取扱期間

2025年4月1日(火)～2026年3月31日(火)

毎月の掛金

1万円以上(千円単位) *お一人様、上限10万円とさせていただきます。

お預け入れいただける方

ひめしんで公的年金(厚生年金・国民年金・共済年金・労災年金)を新たにお受け取り手続きをされた方、すでにお受け取りいただいている方

- 表示の金利は、2025年4月1日現在のスーパー積金(各預入期間)の店頭表示金利に所定の金利を上乗せしたものです。
- 店頭表示金利は、窓口までお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。
- 年金振込口座のある店舗でのみお預け入れが可能です。(お一人様一店舗に限らせていただきます。)
- 満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算いたします。
- やむを得ず中途解約される場合は、預入期間に応じた当金庫所定の中途解約利率を適用させていただきます。
- 金利情勢等により内容変更またはお取扱いを中止させていただくことがあります。
- 給付補填金には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(なお、マル優は利用できません。)
- 2013年(平成25年)1月1日から2037年(令和19年)12月31日までの間に支払われる給付補填金には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
- ※の金利は税率20.315%で計算した源泉徴収額控除後のものを表示しております。
[この預金は預金保険制度の付保対象預金です]

2025年4月1日現在

 姫路信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/himeshin/>

詳しくは、最寄りの窓口までお問い合わせください。
店頭「商品説明書」をご用意しています。